

魅力ある学校づくり協議会（志村小）

第2回 次第

日 時 令和元年 12 月 16 日(月) 午後 6 時 30 分から
会 場 板橋区立志村小学校 ランチルーム

1 会長挨拶

2 第1回協議会の振り返りについて

3 説明事項

(1) 小中一貫教育について（資料1）

(2) 板橋区の小中一貫教育（学びのエリア教育）について（資料2）

(3) 小中一貫教育校の分類（資料3）

(4) 志村第四中学校の現況について（資料4）

4 今後の予定及び次回の協議会の日程について

【第3回協議会】

日時：令和2年 月 日（ ）

時間：18時30分から

場所：志村小学校 ランチルーム

小中一貫教育とは

小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきております。

1 小中連携教育と小中一貫教育

【小中連携教育】

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育。

【小中一貫教育】

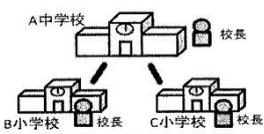
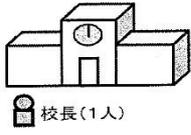
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育。

これまでも小中連携教育を行ってきましたが、小中一貫教育として、より発展させた形になっていきます。

2 小中一貫教育が求められる背景

- (1) 義務教育の目的・目標の創設
- (2) 義務教育における教育内容が質・量ともに充実してきたこと
- (3) 子どもたちの発達の早期化
- (4) 中学校へ進学する際、新しい環境への適応ができない、いわゆる「中一ギャップ」の解消
- (5) 地域の教育力を積極的に学校に取り入れることへのニーズの高まり

3 小中一貫型小学校・中学校と義務教育校の違い

	小中一貫型小学校・中学校	義務教育学校
設置根拠	文部科学省令 (学校教育法施行規則)	法律 (学校教育法)
修業年限	小学校6年、中学校3年	9年 (前期課程6年+後期課程3年)
組織・運営	それぞれの学校に 校長、教職員組織 	1人の校長、1つの教職員組織 
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成 	

板橋区小中一貫教育ガイドライン（概要）（案）

令和元年 12 月

板橋区教育委員会事務局指導室

小中一貫教育って、なあに？

板橋区では、学校教育の使命を、子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所をつくること、子どもたちが自己実現を達成するための確かな学力の定着・向上を図ることと捉え、その手段の1つとして、小中一貫教育を推進します。

小学校と中学校の9年間の学びをつなげる小中一貫教育には、次のような教育効果が期待できます。

- ①子どもたちが小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への効果的な対応ができます。
- ②子どもの身体的発達の早期化が指摘されており、小学校高学年に対する指導体制を見直すことで、中学校段階への接続を円滑にすることができます。
- ③義務教育9年間を通して「板橋区授業スタンダード」に基づいた授業を行うことで、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びへの関心を高める」といった、確かな学力の定着・向上につながられます。また、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の学習を展開することで、子どもたちの小・中学校の授業の進め方への違和感を少なくし、「学びの連続性」を確保することもできます。

板橋区では、「学びのエリア」を核とした小中一貫教育を、令和2年度より開始します。「学びのエリア」とは、22の中学校区ごとに分けた、区立幼・小・中学校のグループのことです。

1	板橋一中・板橋二小・板橋六小・板橋七小	12	中台中・中台小・若木小
2	板橋二中・板橋五小・板橋十小	13	上板橋一中・常盤台小・弥生小・上板橋小
3	板橋三中・板橋一小・板橋八小・中根橋小	14	上板橋二中・上板橋二小・大谷口小・向原小
4	板橋五中・板橋四小・天津わかしお学校	15	上板橋三中・前野小・上板橋四小
5	加賀中・金沢小・加賀小	16	桜川中・桜川小
6	志村一中・志村一小・志村三小・富士見台小	17	赤塚一中・北野小・徳丸小
7	志村二中・志村二小・志村四小	18	赤塚二中・成増ヶ丘小・成増小
8	志村三中・志村六小・蓮根小・蓮根二小	19	赤塚三中・赤塚小・下赤塚小・赤塚新町小 紅梅小
9	志村四中・北前野小・緑小・志村小 志村坂下小	20	高島一中・新河岸幼稚園・高島一小・新河岸小
10	志村五中・舟渡小	21	高島二中・高島幼稚園・高島二小
11	西台中・志村五小・高島六小	22	高島三中・三園小・高島三小・高島五小

※天津わかしお学校については、可能な範囲で取組を進めてまいります。

板橋区として考える小中一貫教育の6つのポイント

1	めざす子ども像・その実現に向けての基本方針の設定
2	教育課程・指導体制の工夫・改善
3	学びのエリアにおける小中一貫教育を推進するための組織づくり
4	学びのエリアにおける教職員の交流
5	学びのエリアにおける児童・生徒の交流
6	保護者・地域との連携（板橋区コミュニティ・スクール）



板橋区立学校 小中一貫教育の取組

小中一貫教育の6つのポイントを実施するために、各学びのエリアや学校で様々な取組を行っていきます。ここでは、主要な10の取組を紹介します。

☆が付いている取組については、令和2年度4月より全小・中学校で開始します。☆が付いていない取組については、学びのエリアや学校の状況を見ながら、令和4年度までに順次進めていきます。

☆取組1 学びのエリアの子ども像・基本方針の設定 <ポイント1>

- 「学びのエリア」ごとに9年間を通してめざす子ども像を設定します。
- 「学びのエリア」ごとにめざす子ども像を実現するための基本方針を設定します。

☆取組2 小中一貫教育カリキュラムに基づいた授業の実施

<ポイント2>

小中一貫教育カリキュラム

- 各教科等の9年間の年間指導計画（単元配列表）に基づき、教科等横断的な指導や学びの系統性・連続性を意識した指導を実践します。
- 板橋区独自の「板橋のiカリキュラム」（読み解く力の育成・環境教育・キャリア教育・郷土愛の育成）に基づく授業を行います。
- 板橋区授業スタンダードに基づいた授業を行います。

☆取組3 学びのエリアにおける児童・生徒の交流 <ポイント5>

- これまでも、小学生の部活動体験、展覧会・文化祭での作品交流、夏期休業中の中学生による小学生への学習支援などの取組を行ってきました。
- 今後も、学びのエリアの仲間であることを意識できるような取組を工夫・継続していきます。



☆取組4 学びのエリアにおける教職員の交流 <ポイント4>

- 年間3回以上の学びのエリア研修を開催します（板橋区立幼稚園も参加します）。
- 「学びのエリア」での研究校を指定します。

☆取組5 中学校での学年呼称変更 (エリアの第7・8・9学年) <ポイント3>

- 義務教育9年間のつながりを、子どもたちも先生方も意識できるように、中学校での呼称をエリアの7年生・8年生・9年生とします。



☆取組6 小学校高学年での一部教科担任制 <ポイント2>

- 小学校の高学年で、教科によって担任の先生ではない他の先生に授業を教えてもらう取組です。
- どの教科が教科担任制になるのかは、学校の実態に合わせて決まります。教科担任制である中学校との連続性ができるとともに、より多くの先生が子どもとかわることができ、また、同じ授業を複数の学級で担当することから指導の専門性に根ざした質の高い授業を行うことができ、子どもたちの学力や学習意欲の向上が期待できます。



☆取組7 学びのエリアの組織づくり <ポイント3>

- 「学びのエリア」の校長を統括する「エリア長」を決めます。
- 小中一貫教育コーディネーターを決めます。



取組8 小・中学校相互の乗り入れ指導 <ポイント2・4>

- 中学校の先生が小学校で、教科等の授業を行ったり、小学校の先生が中学校での授業の支援に入ったりする取組です。
- この取組で、中学校の先生が小学校の授業にかかわることで、子どもたちの中学校への進学に対する不安が解消されることが期待できます。補習教室等でも、学びのエリアの先生方が乗り入れをして、子どもたちを支援することも考えています。

取組9 特別支援教育の充実

- 児童の特性や小学校での支援・指導の内容について、進学する中学校と情報を共有していくことで、切れ目のない、継続性のある指導・支援を行っていきます。

取組10 保護者・地域との連携 <ポイント6>

- 「学びのエリア」におけるめざす子ども像や基本方針等を、保護者会やコミュニティ・スクール委員会で話題として取り上げます。
- 学校だよりや学校ホームページなどで、「学びのエリア」の取組を分かりやすく保護者や地域の皆様にお伝えします。



小中一貫教育 Q & A

Q1 : 中学校での学年呼称を変更して、混乱しませんか？

➡ 「学びのエリア」内での呼称になります。教室表示、学校・学年便りなどは、7・8・9年生と表示します。保健関係や対外的な受験書類などは、これまでどおり1・2・3年生の名称です。

Q2 : 小学校高学年の一部教科担任制を行うメリットは何ですか？

➡ 先生の専門性が生かしく、工夫・改善された授業が受けられます。一人の子どもに複数の先生が関わることによって、子どものよさをより多面的に見ることができます。また、中学校の教科担任制へもスムーズに移行できます。

Q3 : 小学校と中学校が離れていますが、乗り入れ指導はできるのですか？

➡ 小学校と中学校が離れている「学びのエリア」については移動時間等も配慮し、取組を推進していきます。それぞれの先生が持っている教員免許や学校の実態に合わせて、無理のないところからスタートします。

Q4 : 「学びのエリア」が異なる中学校に進学すると、学習面で困りませんか？

➡ 「学びのエリア」では、それぞれ特色のある教育を行っていますが、基本的な学習は、学習指導要領に基づいた「小中一貫教育カリキュラム」で学習指導が行われます。異なるエリアから進学しても、学習面で困ることはありません。

Q5 : 「学びのエリア」内の先生方は、どのように連携していくのですか？

➡ 「学びのエリア」で、年間3回以上研修会を実施します。研修会を通して、子どもの学びの姿を共有したり、学びのエリアにおける課題の解決を図ったりしていきます。



Q6 : コミュニティ・スクール委員会は「学びのエリア」で合同開催するのですか？

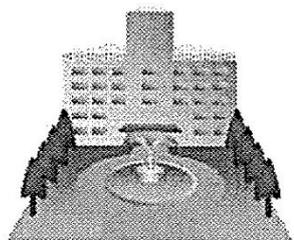
➡ 学びのエリア全体に関わることについて熟議する場合には、合同開催を行うこともできます。原則は、学校ごとに実施をしますが、委員が重複している場合などは、合同開催をすることで、委員の方の負担軽減になります。

小中一貫教育校の分類

小中一貫教育校（義務教育学校含む）はその施設形態により、以下のとおり分類されます。

1 【施設一体型小中一貫教育校】

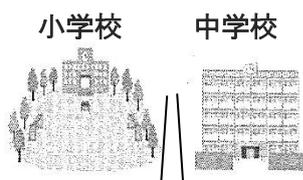
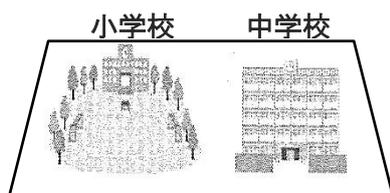
小学校・中学校



小学校と中学校の校舎が、全部または一部が一体的に設置されている。
（小学校と中学校の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む）

※板橋区には現在この形はありません。

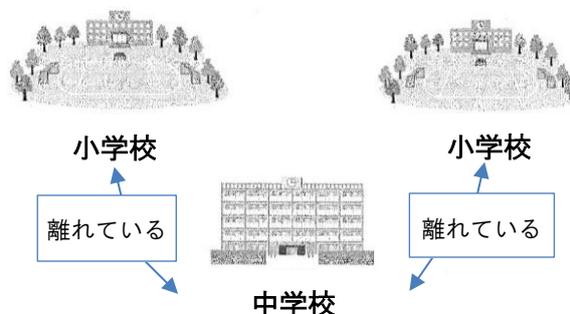
2 【施設隣接型小中一貫教育校】



小学校と中学校の校舎が同一敷地、または隣接する敷地に、別々に設置されている。

3 【施設分離型小中一貫教育校】

小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に、別々に設置されている。



【文部科学省ホームページより】

種別	～平成28年度全国設置数			平成29年度全国設置予定数		
	総数	義務教育学校	併設型小中学校	総数	義務教育学校	併設型小中学校
施設一体型	107	41	66	41	22	19
施設隣接型	38	6	32	12	3	9
施設分離型	156	1	155	59	1	58
計	301	48	253	112	26	86

文部科学省は小中一貫教育の導入状況調査の結果を公表しています。

予定を含めた設置数は、義務教育学校が平成28年度までの全国設置数48校から令和5年度以降100校、小中一貫型小学校・中学校（併設型）は、平成28年度までの全国設置数253件から令和5年度以降525件の見通しとなっております。

志村第四中学校の現況

1 施設概要

- ・ 建築年 1975（昭和50）年
- ・ 校地面積 12,359㎡
- ・ 校舎
 - 鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上4階
 - 建物敷地：4,940㎡
 - 延べ面積：8,319㎡ 体育館：970㎡
 - 校庭面積：7,419㎡
 - プール 25m×12m（平置き）
 - 管理諸室
 - （事務室・校長室・職員室・特別支援職員室・会議室・相談室・主事室・給食室・保健室・放送室・教材室・ランチルーム・印刷室・PTA室）
 - 普通教室 14
 - 特別支援教室 3
 - 特別教室 15（技術室・図書室・音楽室・家庭科室・理科室・数学室・パソコン室・視聴覚室・実習室）
- その他
 - （更衣室・生徒会室・多目的室・体育用倉庫・倉庫・マルチパーパス）
- ・ 用途地域 第一種住居地域

2 生徒数（令和元年5月1日現在）

1年生	156名	5学級
2年生	179名	5学級
3年生	156名	4学級
計	491名	14学級



3 志村第四中学校の生徒数将来推計

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
生徒数	491	508	496	510	520	521	530
学級数	14	14	14	15	16	15	16

住民基本台帳の人数に、過去5年の入学率平均を乗算して算出。

1年生は35人学級、2、3年生は40人学級としてクラス数を算出。

4 板橋区の人口ビジョン

平成27年に行われた国勢調査をうけ、板橋区では人口ビジョンの改訂を平成31年1月に行った。新たな人口ビジョンでは、区内の人口ピークが前回推計から10年ずれ込んだ令和12年になる見込みを示している。

年少人口（0～14歳）も以下のとおり令和12年をピークに長期的な横ばい基調で緩やかな減少傾向を示している。

年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
年少人口	59,456	61,975	63,364	63,866	63,390	63,311	62,293